

第3章 防災計画の策定

1. 防災計画の基本方針

(1) 防災計画の基本的考え方

本計画策定にあたって、保存地区が伝統的建造物が多数残る貴重な歴史的地区であるとともに、人々が居住し活動する商業・住宅地区であることを鑑み、次のような視点を重視し、保存計画の重要な一部として、且つ総合的なまちづくりを推進するための基本となる計画とする。

- 保存地区の伝統的建造物群の文化財としての価値を失うことなく、歴史的資産として後世に伝えていくため、歴史的な建造物だけに限らず、空間的・社会的特性を考慮した措置を講じる。
- 中町の歴史的資産を守り育てる上で、『伝統的な「こみせ」を守る』ことと『大規模な伝統的建造物を守る』ことは、地区独自の文化財的価値を継承するだけではなく、防災上重要な課題であり、防災まちづくりを進める上で、重点的に取り組むこととする。
- 想定される災害等から地区住民の生命・財産を守り、歴史的環境を活かした地区全体の持続的なまちづくりを支えていくための必要な防災的措置を講じる。
- 町並みの保存や防災上の対策は、住民の意識の向上及び活動の活性化によって実現化され、実効性を高めるものであり、そのための必要な措置を講じる。

(2) 防災対策の基本的考え方

①個々の建物の予防対策を強化・充実する

- ・一般的な「道路拡幅」や「建物の不燃・耐火構造化」等は文化財としての町並みには採用できないが、これまで培われてきた伝統的な技術や文化を再点検し、建物の構造補強、自火報や消火設備設置等ハード面での防災性能を確保する。
- ・特に、こみせや大規模な伝統的建造物など、定期的な点検や老朽化防止などの対策を講じる。

②群・地区としての防災性能を強化・充実する

- ・文化財的価値の高い伝統的建造物を守るため、隣地や周辺地区が障害とならないように、建物の防火性能を強化するとともに、防火設備や延焼遮断帯の設置、避難路の確保等、補完的に防災対策を講じる。
- ・地区の消防設備・施設や体制を強化・充実する。

③住民と行政の協働活動によりまちの防災力を強化する

- ・地域住民の防災に対する意識の向上、予防対策や自主的な消火活動等、住民が主体となった取り組みを促進するとともに、これらの支援を行う。
- ・住民が主体となった自衛組織の育成と、公的消防体制との連携を強化する。

2. 防災計画の内容

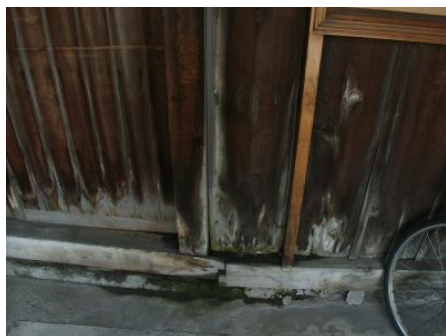
(1) 建築物の防災対策

①伝統的建造物等の予防的対策の強化・充実

- ・保存地区内の伝統的建造物は木造真壁造りで、土壁の厚さや漆喰塗り仕上げ等、一定の防火・耐震性能を有するものと考えられる。
- ・しかし、老朽化による性能の低下が見られることから、建築構造・建築設備に関する詳細点検の実施や建具・家具の防災対策などの予防的対策を実施する。

具体的防災対策	概要
建物の老朽化や耐震診断の実施	耐火・耐震等防火性能を低下させないよう、専門家等による建物の老朽化等（基礎石の割れ・沈下、注脚部の腐食、柱・梁などの継手、床面の補強不足など）の点検を定期的に行う。
屋内配線や火源周辺の詳細点検	配線や電源周辺など、漏電による感電や火災のおそれのある部分について詳細に点検を行う。 火を使う場所・設備に関して、防火に関する安全性の確認や必要に応じて消火設備等の設置を行うなど、出火防止に努める。
家具や建具の防災点検	家具の転倒防止や、建具の腐食等による落下防止など、安全性を確認する。 なお、隣地との間など消火活動の困難な場所については、可燃物等火災による危険性のあるものは設置しないよう誘導する。 また、室内で避難等通行を阻害するもの、土蔵の開閉を阻害するものは排除する。
防災建物カルテの作成	建物の防災対策を講じたり、修理修景に際しても役立つよう、建物の現況調査や、修理修景の実績等を取りまとめ、保存地区のデータベースを作成する。

写真 老朽化の状況



外壁等の腐食



こみせ土台の割れ



こみせ軒下部の腐朽



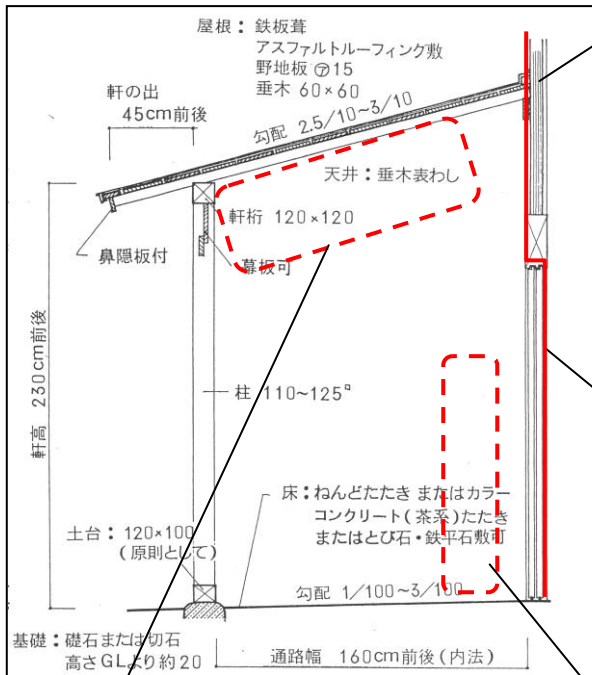
土蔵漆喰壁の剥離

②こみせの防災対策

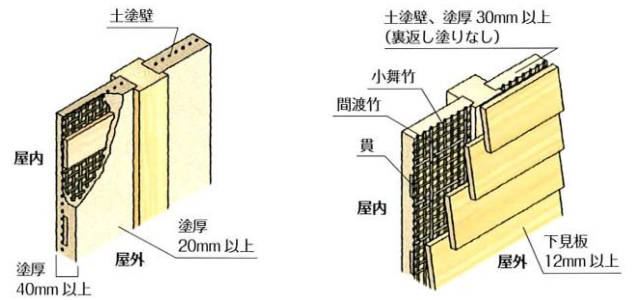
- ・こみせは主屋の構造体とは切り離された簡易な構造であり、冬季以外3方向が開放され、出火の要因となる火気の使用はないことから、類焼や延焼による市街地火災への防止対策と初期消火対策を行うものとする。
- ・こみせの連続化によりこれを伝っての延焼のおそれが高まることが懸念されるため、主屋に接してこみせを修理又は修景基準に基づいて修景する場合、その接地面の外壁を防火構造とし、主屋への火災の侵入を防ぐ。
- ・あわせて、隣地のこみせとの高低差や取り合い部を補い、構造補強として、修景に際して不燃処理を施した木材等を設置し、隣地への延焼を防止する。
- ・また、定期的な点検を行い、修理・修景事業による防災性能の向上を図るとともに、造り替えながら伝統的形態を継承していく仕組みを検討する。
- ・こみせの防災対策のみならず、地区の防災対策として、こみせ空間を活かして消火器や消火栓等防火設備を整える。

具体的防災対策	概要
老朽化したこみせの修理・修景の実施	町並みの特徴を表す大きな要素であるとともに、常に風雨にさらされるものであり、木部・基礎部の腐食等老朽化の点検を実施する。あわせて、簡易な構造であるため、修理修景等造り直しながら維持していく仕組みをつくる。
修理修景にあたって、こみせとの間の主屋の外壁等の防火構造化	建物屋内からの延焼防止、万が一こみせに火が移った場合、隣地に炎が伝わって建物屋内に炎が侵入しないよう防火性能を確保する。
伝統的建造物以外の修景に際して、隣地との境界に不燃材料等による延焼防止板の設置	連続するこみせ軒下を炎が伝わり隣家への延焼を防止するために、隣地との境界部に不燃材料等による延焼防止板を設置する。 なお、こみせの高低差が生じ、取り次ぎ部を処理する際にも、このような延焼防止に効果のあるものとする。
こみせ空間を活かした初期消火設備等の充実化	地区住民等火災発見者による初期消火活動を支えるため、易操作性1号消火栓、消火器等を設置する。 この場合は、町並み景観や歩行者空間に配慮し、木箱による修景や塀等との一体的整備を進める。

図 こみせの空間を活かした防災対策



○屋内への延焼を防止するため、主屋側の外壁を防火構造とする
(下図(※)は防火構造と認められる土塗り壁)



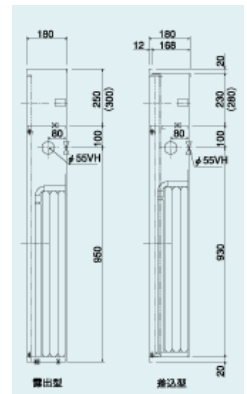
○こみせ軒下部に位置する開口部について、住宅用防火戸や防火スクリーンなど、防火設備同等以上の防火性能をもつものを設置する

○こみせ軒下部に易操作性1号消火栓、消火器を設置し、住民による初期消火活動を支援する

○こみせ同士の延焼防止のため、修景に際して、隣地境界部に不燃材料同等の防火性能を有する板を設置する



易操作性1号消火栓 (例示)



木箱等による修景例
(写真左：高山市の例、写真右：今井町の例)



※出典) (財)日本住宅・木造技術センター「ここまで使える木材—建築基準法の防火・構造・環境と木材利用—」

③大規模木造建築物の防災対策

- ・「高橋家住宅」をはじめ、「鳴海家住宅（鳴海醸造店）」や「中村家住宅（中村亀吉酒造店）」など、大規模な伝統的建造物（延べ面積が 500 m²を超え、通りに面する主屋の形態が伝統的形態であるもの）は町並みを大きく特徴付けているが、ひとたび火災が発生すると、その規模の大きさから大災害に発展する可能性が高く、初期消火設備の充実や延焼の防止対策を行うものとする。
- ・また、居住者や観光客の安全を確保するため、避難路の確保や消防進入路の設定など個別の警防計画を、当該建物居住者と消防本部と協議を行いながら策定する。

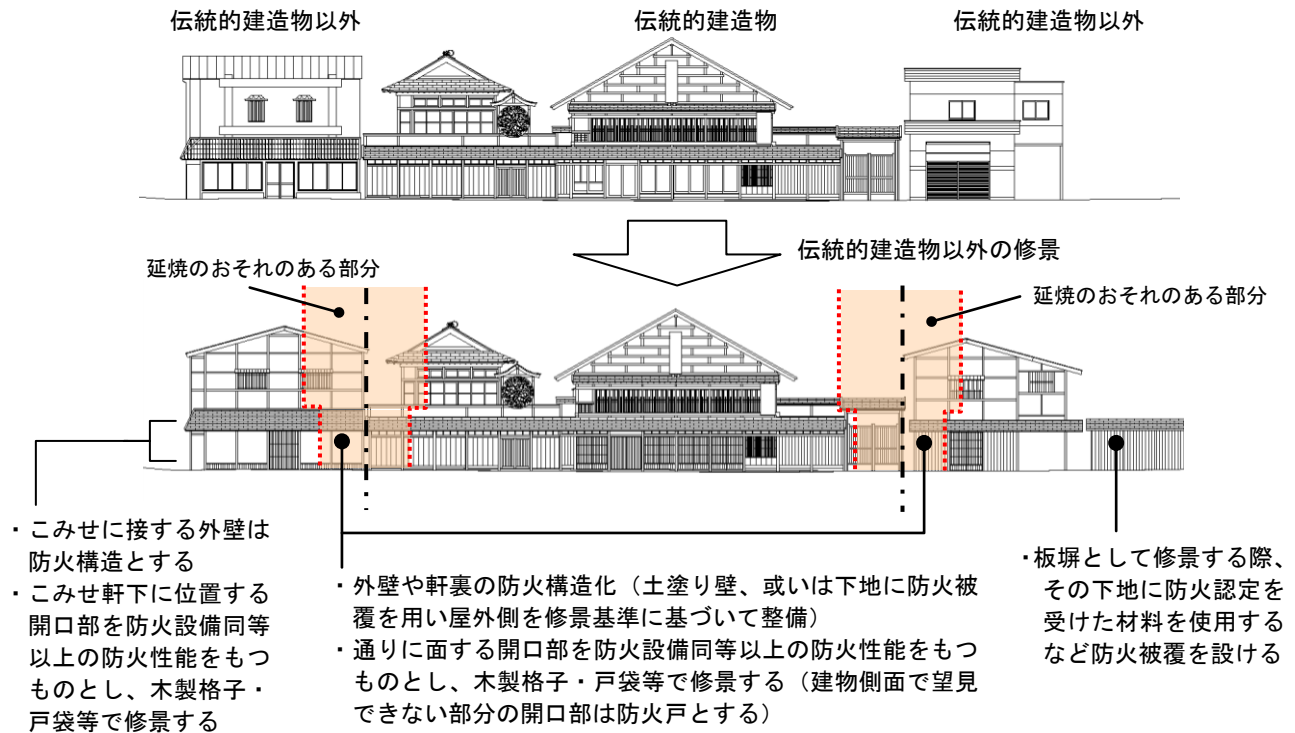
具体的防災対策	概要
早期発見と初期消火設備の充実	火災の早期発見と初期消火を支えるために、次のような消防用設備の設置、充実化を図る。なお、設置に際しては消防本部との協議を行い、適切な設備、設置箇所を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器の設置 ・敷地内に住民による初期消火活動を支える易操作性 1 号消火栓、屋内にパッケージ型消火設備、消火器等を設置
防火構造化や防火区画による延焼の防止	修理に際して、建物屋内外の延焼を防止するために、伝統的外観の保存上支障のない範囲で、次のような防火的措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁及び軒裏の防火構造化 ・延焼のおそれのある部分の開口部の防火性能の確保 ・蔵を活用した防火区画による延焼拡大防止策の検討（土蔵の開閉に支障がないようにする） ・屋内の構造部への防火的措置が困難な場合はスプリンクラー等を設置
有効な避難路と消防進入路の確保	万が一緊急事態が生じた場合に、建物内部から安全に避難できる通路及び火災発生時に公設消防が進入するルートを確認する。また、迅速に避難できるよう、誘導灯を設置する。
出火防止対策の強化	出火の要因になりやすいものを出来る限り排除するよう次のような対応を施す。 <ul style="list-style-type: none"> ・裸火の使用制限 ・火元となりやすい場所の内装の不燃化（不燃塗料又は不燃材料の使用）
増築の抑制と修理事業による防災性能の向上	防災的な観点から、延焼のおそれのある部分を増加させたり、敷地内空地を減少させることを抑制する。あわせて、修理事業を進める上で、構造耐力上主要な部分の補強工事など、耐震性能の向上を図る。

④その他の建築物

- ・その他の建築物については、短冊状の敷地形状であることや、伝統的建造物以外の新築などに際しては、延焼を抑制する防災性能の確保など、隣地と共同して取り組むものとする。

具体的防災対策	概要
早期発見と初期消火設備の充実	<p>火災の早期発見と初期消火を支えるために、次のような消防用設備の設置、充実化を図る。なお、設置に際しては消防本部との協議を行い、適切な設備、設置箇所を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用自動火災報知設備又は自動火災報知器の設置 ・消火器の設置（火気を使用する部屋、玄関や階段部をはじめ、他50㎡以内に1カ所以上となるよう設置する）
修理修景にあたっての防災性能の確保	<p>修理修景に際して、建物屋外からの延焼を防止するために、伝統的外観の保存上支障のない範囲で、次のような防火的措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁及び軒裏の防火構造化 ・延焼のおそれのある部分の開口部の防火性能の確保 ・伝統的建造物以外の建物の防火構造化による延焼の抑制
2方向避難路の確保	<p>万が一緊急事態が生じた場合に、建物内部から安全に避難できる通路及び火災発生時に公設消防が進入するルートを確保する。</p> <p>北部街区は道路に面する部分が2カ所以上あるものが少なく、緊急時に隣家へ避難できるよう、隣家通行協定（仮）など地区のルールを定める。</p>
出火防止対策の強化	<p>出火の要因になりやすいものを出来る限り排除するよう次のような対応を施す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸火の使用制限 ・火元となりやすい場所の内装の不燃化（不燃塗料又は不燃材料の使用）
新築や増改築の適切な誘導と修理・修景事業による防災性能の向上	<p>防災的な観点から、延焼のおそれのある部分を増加させたり、敷地内空地を減少させることを抑制する。</p> <p>また、空地における新築工事について、町並み保存と防災上の観点から適切に誘導する。</p> <p>あわせて、修理・修景事業を進める上で、構造耐力上主要な部分の補強工事など、耐震性能の向上を図る。</p>

図 修景における防災性能の確保

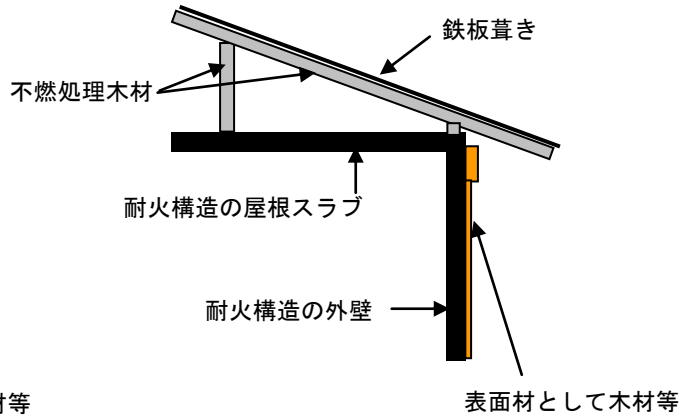
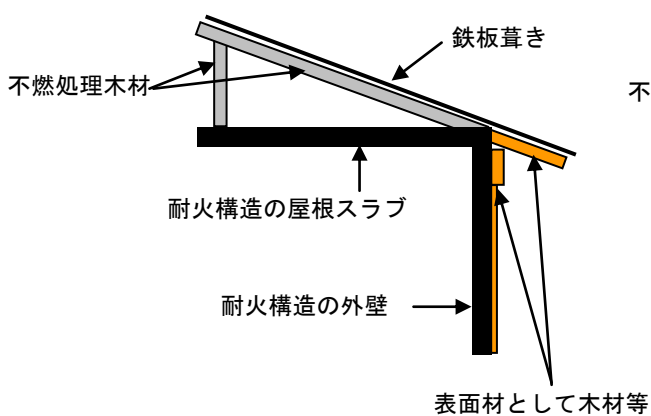
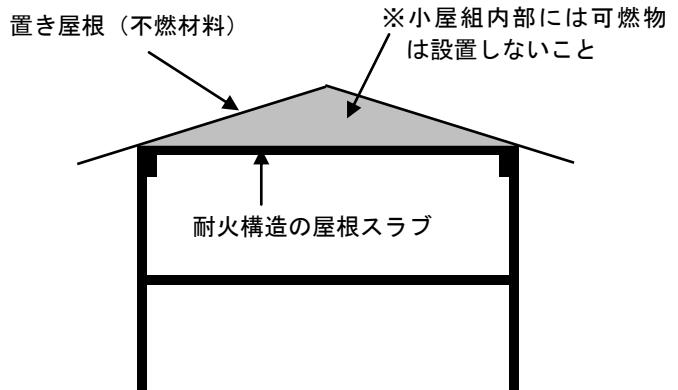


参考）修景基準に基づく耐火建築物又は準耐火建築物の検討

【耐火建築物の検討】

○小屋組に関して

…耐火構造の屋根スラブの上に、不燃材料で造った置き屋根を設置（修景用）する場合は耐火構造として認められるため、不燃材料として認定を受けた木材（不燃処理を施した木材）を使用することで適格となる。

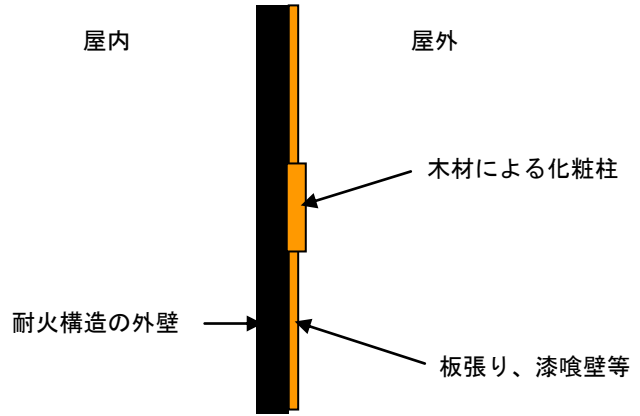


※不燃処理木材で、軒裏部の外観上支障のない場合

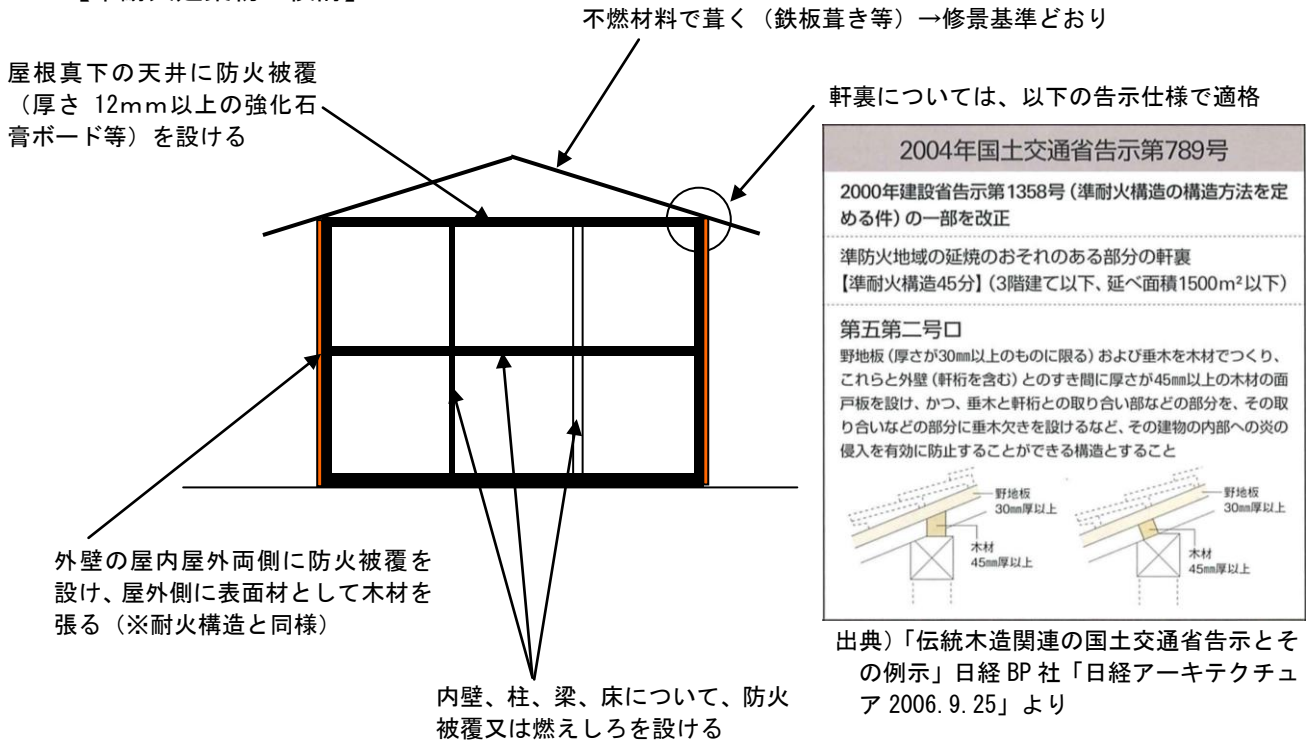
○外壁に関して

…告示に例示された耐火構造(準耐火構造や防火構造も同様)の外壁や軒裏に、表面材として木材などの可燃材料を張る場合、それぞれの構造に必要な性能を損ねないと判断できる程度のものであれば支障がないものとされている。

…「壁の修景基準」にある「真壁風」として解釈可能と考えられる。

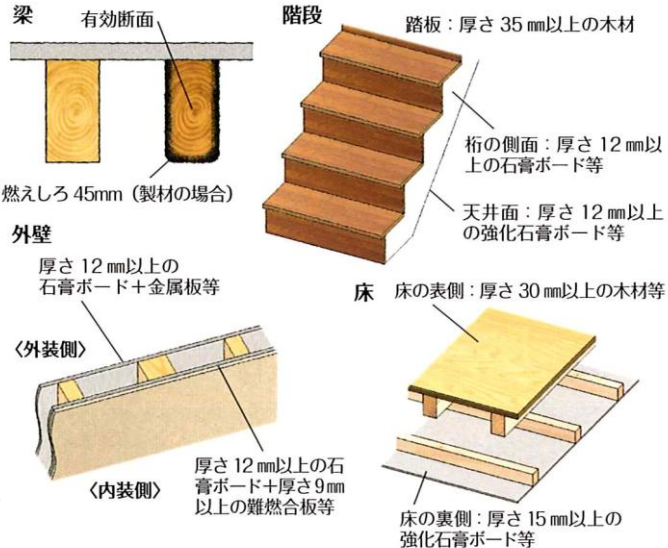


【準耐火建築物の検討】



出典)「伝統木造関連の国土交通省告示とその例示」日経BP社「日経アーキテクチャ 2006. 9. 25」より

木造の準耐火構造の例



出典) (財)日本住宅・木造技術センター「ここまで使える木材—建築基準法の防火・構造・環境と木材利用—」

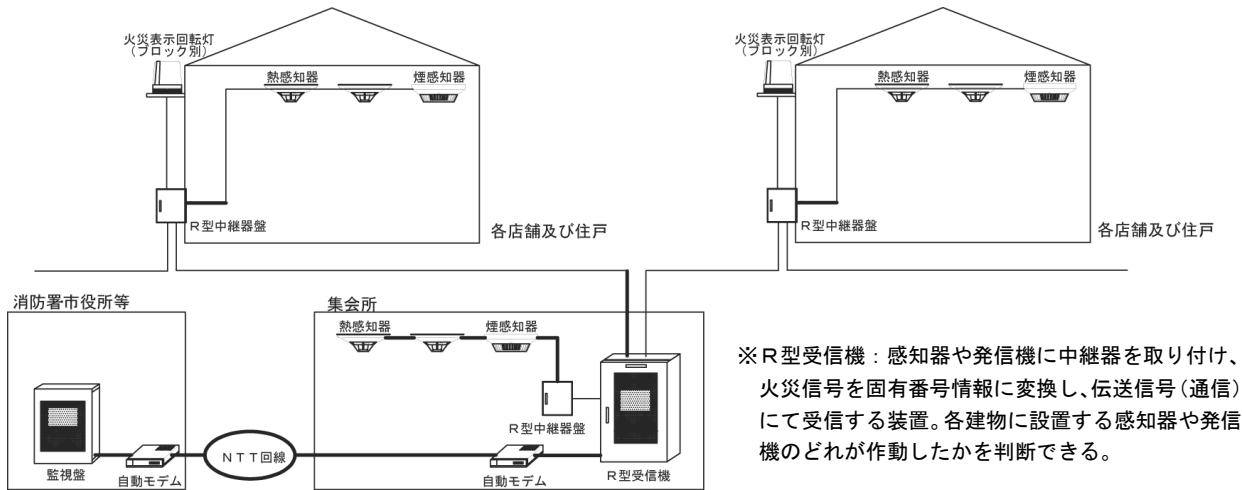
(2) 市街地の防災対策

- ・当該市街地は、消防設備や消防水利は比較的充実しており、道路幅員も確保され、かぐじ広場など防災上有効な空地も整備されている。しかし、震災時の同時多発火災や大規模木造建築物での火災、周辺市街地からの類焼の危険性を考慮し、消防設備と消防水利の強化・充実や地域全体の防災性能の向上などの防災対策を行うものとする。
- ・また、地域コミュニティ活動にも資する拠点施設などの整備を検討する。

具体的防災対策	概要
消防設備と消防水利の強化・充実	<p>地区の防災設備について、以下のような設備をこみせ空間を活かして設置する。なお、歩行者空間や町並み景観に配慮し、木箱による修景や塀等との一体的整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の消防水利を確保するため耐震性防火水槽の新設 ・易操作性1号消火栓の整備や消火器設置等 ・こみせ軒下部へのドレンチャージャー設置（修理修景が進むことで連続するこみせを伝う延焼の抑制） ・全建築物への自動火災報知設備の設置と地区としての連携、公設消防への自動直接通報装置としての設置（自動火災報知設備のネットワークシステムの構築）
大規模木造建築物の新築抑制・周辺市街地の防火性能の向上	<p>大規模な伝統的建造物の景観を引き立て、市街地火災の危険性を低減させるため、地区内の空地における大規模な建築物の新築を抑制するよう適切に誘導する。</p> <p>保存地区内の無電柱化の検討を進め、緊急車両の通行等消防活動の円滑化を図る。</p> <p>また、保存地区周辺の市街地について、町並みの連続性に配慮しつつ、建物の不燃化、オープンスペースの確保、防災設備の設置等、防災性能の向上に努める。</p>
安全な避難路・空間の確保	<p>北部街区は道路に面する部分が2カ所以上あるものが少なく、緊急時に隣家へ避難できるよう、隣家通行協定（仮）など地区のルールを定める。また、地区の特徴である「かぐじ」空間を活かした避難路確保、延焼防止に努める。</p> <p>広場等に隣接するものについては、民地から緊急時に広場へ避難できるよう、出入り口を確保する。</p> <p>また、東公民館や東小学校など避難場所への安全なルートの点検を行い、安全な歩行者空間の確保に努める。</p>
防災拠点の整備	<p>公共的なオープンスペースや建物等を活かし、防災拠点として、防災設備等の格納スペース、防火水槽設置等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かぐじ広場における防火水槽、ポンプ設置等（地下埋設） ・じょんがら広場にある土蔵を非常用備蓄倉庫として活用 ・旧松の湯を活用した地域コミュニティ活動の拠点整備の検討（自動火災報知設備受信機、消火設備操作盤等設置など）

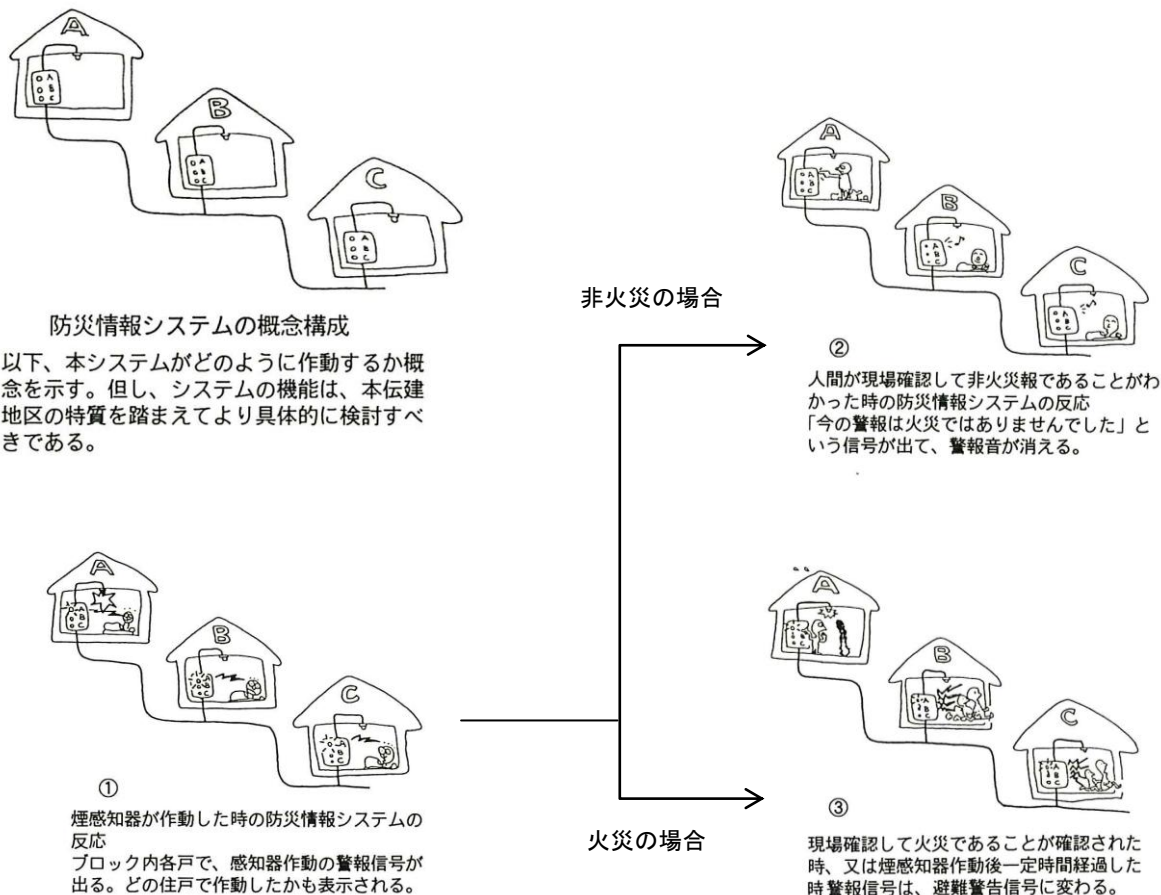
図 自動火災報知設備のネットワークシステム

○各建物の自動火災報知設備の信号を1箇所で受信し、公設消防へ直接通報する。あわせて、各建物の屋外表示灯点灯により、地区住民等が火災発生を覚知することができる。また、受信機とドレンチャーの遠隔操作盤を併設し、火災発生建物での放水を行うしくみとする。



○各建物の自動火災報知設備の受信機を、近隣の複数のまとまりで接続し、火災が発生した建物の住民と近隣の住民が火災を覚知し、公設消防への通報を行う（火災が発生した建物の居住者が留守の場合、不在の場合に近隣住民が対処できるしくみとする）。

(高山市における伝建地区内火災情報システムの例)



旧松の湯を活用した防災拠点整備の検討

【基本的考え方】

- ・地域交流拠点及び住民活動拠点の場として再生する
- ・伝統的形態として外観を復元する
- ・地域防災拠点の一つとして整備する

- ・賑わいをサポートする飲食サービス施設として再整備
- ・蔵前を活かしたオープンテラス等

- ・和室空間を活かし、地域住民が主体となった交流空間の形成
- ・集会利用以外では来訪者用の休憩スペースとして利用
- ・2階部はギャラリー、資料室として活用（或いは、非常用防災設備・備蓄倉庫としての活用も考えられる）

松の木を中心とした箱庭空間として再生

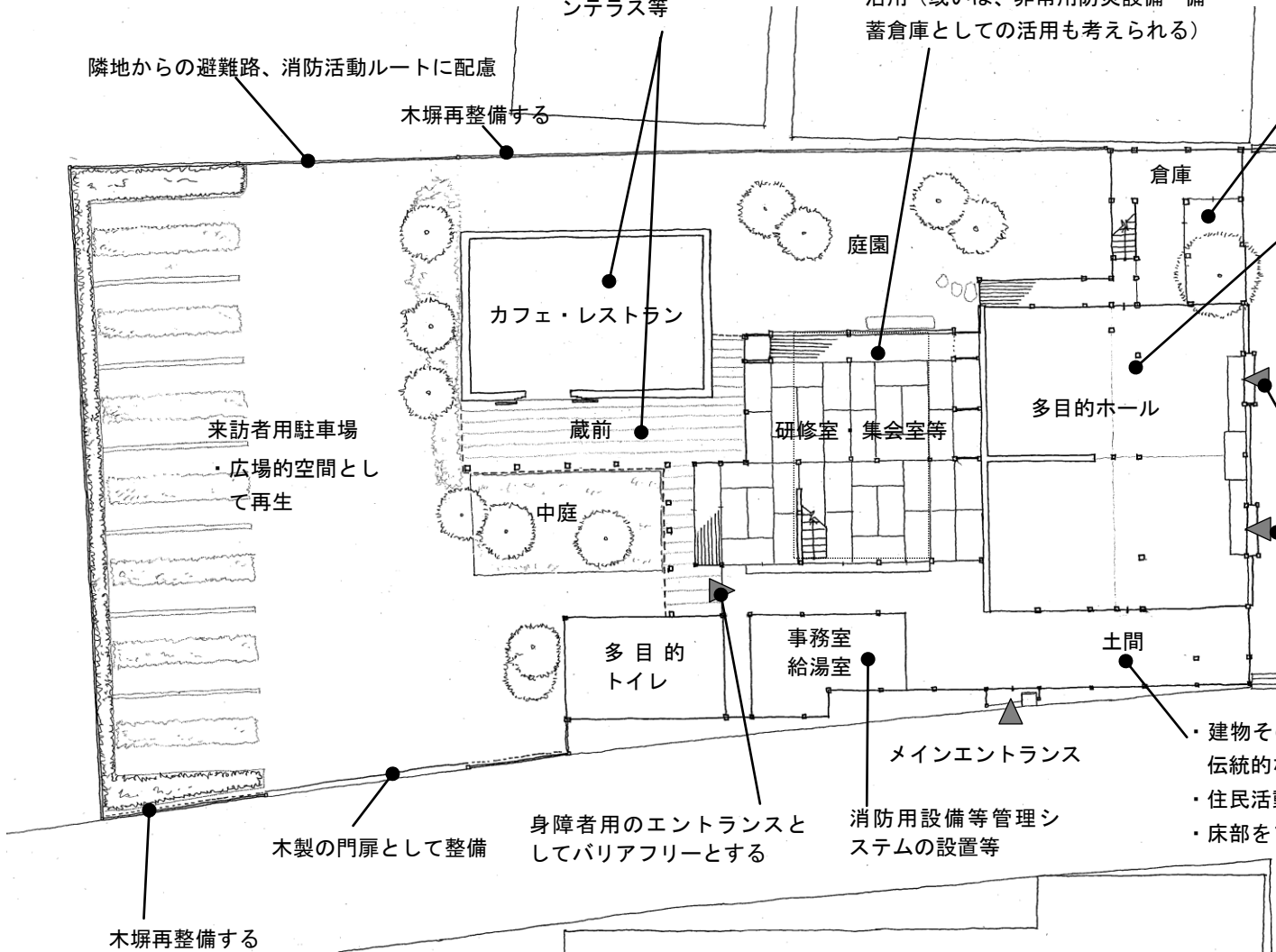
- ・住民活動の場として、ギャラリーや会議、学習等に活用できる場として再整備する
- ・地元のワークショップ、高齢者や子供たちの集いの場、コミュニティビジネス等、地元住民が中心となって活用する

イベント等実施する場合に開放

- ・建物そのものが貴重な資料であり、伝統的な土間空間として再生する
- ・住民活動の発表の場としての活用
- ・床部をフラットにする



外観の復元



Scale=1/250

(3) 防災体制づくりと住民活動の支援

- ・防災まちづくりを進めていくためには、消防設備や建物の防災性能などハード面の整備に加え、地域住民が主体となったソフト面からの取り組みも重要であり、防災対策等計画の策定と実行について住民・行政が一体的に取り組むことが必要となる。
- ・地区内の高齢化の進行、観光客の増加等、災害時の避難や初期消火活動等、地域住民の防災意識を高め、その担い手の育成を進めていくこととする。
- ・また、地区に隣接して第3分団第3消防部屯所が位置し、こうした公的消防体制と連携した自主防災組織の育成など、行政との役割分担、公的支援を進め、災害に強いまちづくりを進める。

具体的防災対策	概要
防災教育による住民意識の高揚と啓蒙	<p>防災に対する意識を高め、防災対策事業の普及啓発を進めるとともに、有事の際にどのように対処すべきかを地区で共有化していくために、次のような取り組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する講習会・学習会、シンポジウム等の開催 ・緊急時の消防本部への通報等的確な情報伝達の確認 ・防災パンフレットの作成
自主防災活動の実施と支援	<p>地区住民による自主的な消防活動（火災発生時における初期消火、救急救護等の応急対策、避難など）の実践に向けて、定期的に訓練を行う。</p> <p>また、防災対策事業として設置した消防用設備や防災拠点施設など、実際に使用する住民等による点検、管理等の体制をつくる。</p> <p>あわせて、こうした防災訓練や設備管理等、自主防災活動に対する公的助成を検討する。</p>
自主防災組織の育成	<p>火災の際の初期消火、観光客の避難誘導など、地域の自主的な防災活動を実施するため、地域住民が主体となった自衛消防組織の結成、育成を進める。</p> <p>また、公設消防による消防活動と連携した取り組みを推進し、その効力を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 ・消防活動に関するルールづくり（初期消火や避難活動等に関する役割分担、消防活動のルート設定、これらに影響を及ぼす路上駐車や積雪時の雪かき等の対応、など）

写真 地区住民による防災活動（今井町伝建地区における取り組み例）



地元組織による防災設備の点検



防火訓練（写真は「防災フェスティバル」としてイベント的に実施しているもの）